

資料 3

中央教育審議会大学分科会
教学マネジメント特別委員会
(第6回) R1.7.5

「学修成果の把握・可視化」に関する議論の範囲について

- 本特別委員会においては、教学マネジメントに係る指針に盛り込むべき主な事項を、
①三つの方針に基づく学修目標の具体化、②授業科目・教育課程の編成、③成績評価、
④学修成果の把握・可視化、⑤教学マネジメントを支える基盤、⑥情報公表の6項目に
整理し、順次議論を行ってきたところ。
- 今回の議題となる「学修成果の把握・可視化」に関し、「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30年11月中央教育審議会）においては、学修成果の可視化と情報公表の促進につき、学修成果等の「把握・測定」の目的としては主に教育活動の見直し等大学内部における情報の利活用が想定されており、「把握・公表」の目的としては各大学が対外的に説明責任を果たしていくという観点での情報の利活用が想定されているところである。
- そのため、本特別委員会における「④学修成果の把握・可視化」に関する議論においては、主に大学内部における、大学による教育活動の見直しや学生自身の受講科目の選択や進学・就職等のために行う学修成果の把握・可視化について論ずることとし、把握・可視化した学修成果の対外的な公表の在り方については、「⑥情報公表」に関する議論において論ずることと整理したい。

【参考：「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（抄）】

Ⅲ. 教育の質の保証と情報公表－「学び」の質保証の再構築－

（中略）

<具体的な方策>

（中略）

学修成果の可視化と情報公表の促進

- 教学マネジメントの確立に当たっては、学生の学修成果に関する情報や大学全体の教育成果に関する情報を的確に把握・測定し、教育活動の見直し等に適切に活用することが求められる。また、各大学が地域社会や産業界等の大学の外部からの声や期待を意識し、積極的に説明責任を果たしていくという観点からも、大学全体の教育成果の可視化や教学に係る取組状況等の大学教育の質の向上に関する情報の把握・公表が必要である。
- 学生の学修成果や大学全体の教育成果の可視化に関する情報、教学に係る取組状況等の大学教育の質に関する情報について、情報によっては大学に新たに義務付けしたり、取組の参考となるよう把握や活用の在り方等について教学マネジメントに係る指針の中に提示したりするなど、情報公表を促進する。

【参考①】 把握・公表の義務付けが考えられる情報の例

(学修成果・教育成果の可視化に関する情報)

- ・単位の取得状況、学位の取得状況、進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率など）、学修時間、学生の成長実感・満足度、学生の学修に対する意欲 等

(大学教育の質に関する情報)

- ・入学者選抜の状況、修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率、教員一人当たりの学生数、学事暦の柔軟化の状況、履修単位の登録上限設定の状況、授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）、早期卒業や大学院への飛び入学の状況、FD・SDの実施状況 等

【参考②】 把握や活用、公表の在り方について一定の指針を示すことが考えられる情報の例

(学修成果・教育成果の可視化に関する情報)

- ・アセスメントテストの結果、TOEICやTOEFL等の学外試験のスコア、資格取得や受賞、表彰歴等の状況、卒業論文・卒業研究の水準、留学率、卒業生に対する評価等

(大学教育の質に関する情報)

- ・ナンバリングの実施状況、履修系統図の活用状況、GPAの活用状況、IRの整備状況、教員の業績評価の状況 等